

2024年度
関西学院大学ロースクール
C日程

一般入試（法学既修者）
開放型選抜入試（法学既修者）

商 法 問 題

《10:00～12:00》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【商 法 問 題】

次の文章を読んで、〔設問 1〕および〔設問 2〕に答えなさい。

甲株式会社（以下「甲社」という。）は、その発行する株式を東京証券取引所グロース市場に上場しており、資本金 20 億円、総資産額 350 億円、発行済株式総数 150 万株の株式会社である。2023 年 1 月、甲社について同業他社との談合による独占禁止法違反の疑いがあるとの新聞報道がなされたことを受け、同社が同年 6 月 28 日に開催を予定している定時株主総会（以下「本件総会」という。）は、世間的にも非常に注目されていた。

2023 年 5 月 20 日、甲社株主である P（いわゆる総会屋）は、甲社代表取締役社長である A のもとを訪れて、本件総会において会社が提案を予定している取締役選任議案を無事可決成立させるために、P 自身が他の株主に働きかけを行う用意があることを提案した。また、P は、その見返りに 500 万円を甲社が P に支払うべきことを併せて要求した。A は、とにかく無事に本件総会を乗り切りたいとの一心で、P の要求に応じることにした。そこで、同月 25 日、甲社は、P が指定する銀行口座に 500 万円を振り込んだ。

2023 年 6 月 28 日に、本件総会が適法に招集され、もっとも懸案とされていた取締役 5 名選任の件につき、P の働きかけが奏功したこともあり、会社提案の議案（A を含む現在の取締役 5 名全員を再任する旨の議案）がすべて賛成多数で可決成立した（以下「本件各決議」という。）。

〔設問 1〕

甲社株主である X は、本件各決議の取消しを求める訴えを提起することを予定している。2023 年 9 月 10 日時点において、X の立場において考えられる主張とその主張の当否について論じなさい。

〔設問 2〕

A の甲社に対する責任について論じなさい。

2024 年度入学試験 出題趣旨・解説・講評

【C 日程：商法】

《出題趣旨》-----

- ・ 本問は、株主の権利の行使に関する財産上の利益の供与（利益供与、会社法 120 条 1 項）に関する問題である。
- ・ 〔設問 1〕は、違法な利益供与に基づいて成立した株主総会決議の効力が問われている。具体的には、株主総会決議取消の訴え（会社 831 条 1 項）が検討の対象となる。
- ・ 〔設問 2〕は、取締役に対する違法な利益供与により支出された金銭の支払義務が問われている。
- ・ いずれの設問も、会社法の条文に即した基本的な問題であり、しっかりとした対応が望まれる。

《解説・講評》-----

1 〔設問 1〕について

（1）解説

- ・ X は、本件各決議の効力を争うために、株主総会決議取消の訴えを提起することが考えられる（会社 831 条 1 項）。
- ・ X は甲社株主であるから原告適格を有し、また訴えを提起する予定の 2023 年 9 月 10 日は、本件各決議の日から 3 ヶ月以内であるから、出訴期間も満たしている。
- ・ 次に決議取消事由であるが、本件各決議が、甲社による P への違法な利益供与に基づいて成立したのであれば、それが決議方法の法令違反としての取消事由となることから問題となる。
- ・ 会社法 120 条 1 項は、「株式会社は、何人に対しても、株主の権利……の行使に関し、財産上の利益の供与（当該株式会社又はその子会社の計算においてするものに限る。）をしてはならない」とさだめる。
→ 会社経営の健全性確保および無用な会社財産の費消防止が制度趣旨
- ・ 会社法 120 条 1 項の要件は、「利益供与の主体が会社であること」、「会社又はその子会社の計算で利益が供与されていること」、「株主の権利の行使に関

して利益が供与されていること」、そして「供与されたのが財産上の利益であること」である。

→ 前記制度趣旨との関係から、供与された財産の額が会社の総資産等と比べて僅かなものであったとしても、利益供与の目的が株主の権利行使に影響を与えるものである限り、会社法 120 条 1 項が適用され、違法であると考えられる（東京地判平成 19・12・6 判タ 1258 号 69 頁参照）。

- ・ 本件では、甲社は、甲社の計算で、P に対して 500 万円を提供しており、その目的は、A をはじめとする取締役 5 名の選任にかかる本件各決議を可決成立させることにあった。そして、現に、P による他の株主への働きかけの結果、本件各決議は可決成立しているのであるから、500 万円の提供は、「株主の権利行使に関して」行われたものと言える。よって、本件各決議には、会社法 120 条 1 項による違法な利益供与の結果成立したものと言えるため、決議方法の法令違反としての取消事由が存在する。
- ・ 次に、裁量棄却（会社 831 条 2 項）について検討すると、上記制度趣旨から考えても、利益供与が行われた事実は違反する事実としては重大であるし、また P による他の株主への働きかけがなければ、決議の結果が変わっていたかもしれないことに照らすと、裁量棄却の余地はないというべきである。
- ・ 以上から、本件各決議は取り消されるべきであり、X による本件各決議の取消の訴えは認められる。

（2）講評

- ・ 答案の中には、本件における 500 万円の出捐が株主の権利行使に関する利益供与に当たるとその理由とともにしっかりと書かれていたものもあったが、株主の権利行使に関する利益供与が問題となることを指摘できていない答案も相当数存在した。そのような答案の中には、会社法 831 条 1 項 3 号の決議取消事由を検討するものや、500 万円を提供することで株主の意思形成に影響を与えたことが決議方法の著しい不公正に該当するとしたもの、さらには刑事罰（967 条や 968 条）に該当するとしたものも見られた。
- ・ 本件では、500 万円を受領したのがいわゆる総会屋と呼ばれる者であり、会社法 120 条 1 項（その前身である旧商法 294 条の 2 第 1 項）が制定された理由が、いわゆる総会屋の暗躍による株主総会決議が歪曲化され、会社経営が不健全になることを防止するとともに、無用な会社財産が社外に流出することを回避する点にあったわけであり、本件では、問題文の中に総会屋という文言が示されていることから、会社法 120 条 1 項が問題となることを連想してほしいところである。
- ・ 本件が違法な利益供与に基づいて株主総会決議が成立したことを指摘する答案の中にも、理由を示すことなく、会社法 120 条 1 項の利益供与にあたるとして、

株主総会決議取消事由に該当する旨を示す答案も散見された。上記解説でも指摘したように、利益供与の主体が会社であって、会社が当該会社またはその子会社の計算で、財産上の利益を供与したことという、「株主の権利の行使に関して」という要件以外にも、検討すべき要件はある。これらについても、しっかりと検討してもらいたい。

- ・ また、いくつかの答案では、裁量棄却（会社 831 条 2 項）について検討されていないものも見受けられた。この点についても、同条項の要件に照らして、簡潔であっても構わないので、触れてもらいたい。

2 「設問 2」について

（1）解説

- ・ A は、甲社に対して、会社法上如何なる責任を負うか。
- ・ 会社法 120 条 1 項に違反して、会社が財産上の利益を供与したときは、当該利益の供与に関与した取締役は、連帯して、供与した利益の額を会社に支払う義務を負う（会社 120 条 4 項本文）。
 - この場合、利益供与に関与した当該取締役は、職務を行うにつき注意を怠らなかつたことを証明した場合には、責任を免れることができるが、実際に利益を供与した取締役は無過失責任とされている（同項但書）。
- ・ 本件において、A は、まさに本件各決議を可決成立させ、本件総会を無事に乗り切ることを目的として、P に対して、甲社の計算で 500 万円を供与しているのであるから、上記規定に従い、A は、甲社に対して、500 万円を支払う無過失の義務を有する。
- ・ なお、A の甲社に対する責任として、会社法 423 条 1 項に基づく任務懈怠責任が追及されることも考えられるが、この場合の A の責任は過失責任となり、A に無過失の抗弁を許す結果となることから、実際には、会社法 423 条 1 項に基づく責任追及を選択する可能性は低いと思われる。

（2）講評

- ・ 「設問 1」において、会社法 120 条 1 項が問題になることを指摘することができていない答案のほとんどが、会社法 423 条 1 項に基づく損害賠償請求を検討していた。そして、そのような答案の多くが、同条における任務懈怠につき、善管注意義務違反または忠実義務違反を検討していた。上記解説でも触れたように、本件において会社法 423 条 1 項が全く問題にならないわけではないが、会社法 120 条 4 項の責任を追及しつつ、同時に 423 条 1 項の責任も追及するというのであればわかるが、423 条 1 項の責任のみを追及することは、原告の行動としては不自然である。

- ・ いくつかの答案は、会社法 423 条 1 項の責任を検討しつつ、任務懈怠として、120 条 1 項違反（具体的法令違反）を指摘するものも見られた。この答案は、取締役の会社に対する責任の発生根拠は会社法 423 条 1 項だけであると考えているのかもしれない。しかし、取締役の会社に対する責任は、120 条 4 項や 462 条 1 項からも生じることを理解していただきたいと思う。

3 総評

全体的には、評価の低い答案が多いという印象を受けた。近時、株主の権利行使に関する利益供与(会社 120 条)は、会社による株主の債務に対する連帯保証がこれに当たるかどうかを判示した下級審裁判例（東京高判平成 29・1・31 金判 1515 号 16 頁）が現れるなど、そもそも旧商法において利益供与禁止規定が置かれたときの立法理由とは異なる事案も見受けられる。しかし、本問は、総会屋に対して、会社が株主総会の運営に関して金銭を供与することにより会社経営者が望む結果を得るという、利益供与禁止規定が設けられた根拠に「忠実な」事案である。この点は、おそらくほとんどの基本書にも書かれていることでもあると思われるので、しっかりと対応してほしいところである。

以 上